

◎クラウン・ブリッジ維持管理料未届出保険医療機関における 70/100 点数表

検査	歯冠補綴時色調採得検査 7	顎運動関連検査 (1 装置につき) 266 〔下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA) バントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB) の場合〕
----	---------------------	---

歯冠修復	補綴時診断料 (1 歯につき)					
	新製 (ブリッジの新製) 63					
	テンポラリークラウン (1 歯 1 回)					
	(製作, 裝着, 裝着材料料の費用を含む) 24 (36)					
	(前歯のレジン前装チタン冠, 硬質レジンジャケット冠, CAD/CAM 冠の場合のみ)					
	窩洞形成 (KP) 複雑なもの 60 (90)					
	う触無痛的窩洞形成加算 (う触無痛) +28 (+42)					
	歯冠形成 (1 歯につき)					
	金属冠			非金属冠		
	前歯3/4冠・前歯レジン前装金属冠・レジン前装チタン冠	白歯レジン前装金属冠	白歯3/4冠・FMC・チタン冠	接着冠	硬質レジン	CAD/CAM 冠・高強度硬質レジンBr
生 PZ	557 (836)	452 (678)	214 (321)	557 (836)	214 (321)	557 (836)
	失 PZ	445 (668)	326 (489)	116 (174)	116 (174)	445 (668)
ブリッジ支台歯形成加算 (金属冠, 非金属冠) +14 (+21)						
ブリッジ	金属歯冠修復 (ブリッジ支台歯)				レジン前装金属冠	
	小前歯	金パラ	909	867	1,135	ブリッジ支台歯
	銀合金	301	259	374	前歯	金パラ 1,836
	大臼歯	金パラ		1,121	銀合金 939	銀合金 1,784
	銀合金			277		金パラ 887
	14K (前歯に限る)		2,489			
	チタン冠 (大臼歯に限る) 906					
	レジン前装チタン冠 (前歯に限る) 1,326					
	非金属歯冠修復 (材料料を含む)					
	硬質レジンジャケット冠 (前歯・小白歯)	光重合	721	CAD/CAM 冠 (材料料を含む)	CAD/CAM 冠用材料	
ブリッジ		加熱重合	546		エンクラ以外	エンクラ
	※クラウン・ブリッジ維持管理料対象外の歯冠補綴物 (3/4 冠, 4/5 冠, FMC, レジン前装金属冠, いずれもブリッジ支台歯の場合を除く) に係る歯冠修復および欠損補綴については、6 7 頁の点数を算定すること。					
	(CAD/CAM 冠用材料 (III) を大臼歯に使用する場合は上下顎両側の咬合支持の要件を満たす第一, 第二大臼歯に限る)					
	注) CAD/CAM 冠用材料 (III) を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM 冠用材料 (I) または (II) により算定する。					
	接着冠 (材料料を含む)					
	接着冠	金パラ		前歯	小白歯	大臼歯
		I		908	866	1,120
		II		300	258	276
		III				
ブリッジ	高強度硬質レジンブリッジ (1 装置につき) 3,589					
	接着冠 (材料料を含む)					
	接着冠	金パラ		前歯	小白歯	大臼歯
		I		908	866	1,120
	接着冠	銀合金		II	300	258
		III				
	ポンティック (1 歯につき) (材料料を含む)					
	ポンティック	金パラ		小白歯	小白歯	大臼歯
		I		1,290	1,613	1,613
		II		大臼歯	361	
		III		前歯	1,613	
		IV		小白歯	1,430	
		V		大臼歯	1,655	
		VI		前歯	899	
		VII		小白歯	517	
	接着ブリッジ					

ブリッジ	ブリッジ (1 装置につき)		
	5 歯以下	6 歯以上	
	印象採得料	197 (296)	234 (351)
	咬合採得料	53 (80)	105 (158)
	リテナー	70 (105)	210 (315)
	試適料 (前歯部に係る場合)	28 (42)	56 (84)
	装着料	105 (158)	210 (315)
	仮着料	28 (42)	56 (84)
	内面処理加算 1 (高強度硬質レジンブリッジ) +63 (+95)		
	内面処理加算 2 (接着ブリッジ) (接着冠ごとに) 1歯 +32 (+47) 2歯 +63 (+95)		
歯科技工士連携加算 1 (対面) +35 (53) 歯科技工士連携加算 2 (情報通信機器使用) +49 (74) (6 歯以上の咬合採得に限る)			
注) ○5 歯以下: 支台歯とポンティック数の合計が 5 歯以下の場合 ○6 歯以上: 支台歯とポンティック数の合計が 6 歙以上の場合 ○支台装置ごとの装着料は、ブリッジの装着料に含まれる (装着材料料は支台装置ごとに算定). ○ブリッジ未装着の場合は、ブリッジの装着料を算定しない. ○脱離再装着の場合は、ブリッジの装着料を算定する (装着材料料は支台装置ごとに算定). ○接着ブリッジは、1 歯欠損症例のみで、支台歯のうち 1 歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合.			